

令和3年度「バス車両導入助成事業」実施要領

公益社団法人宮城県バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮城県バス協会が宮城県バス事業振興補助金により、地球温暖化防止及び環境保全事業を実施するために、必要事項を定め適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象車両及び助成額)

第2条 この助成は、宮城県バス協会による単独助成とし、国並びに地方公共団体等から新車・中古車の導入に際し、補助を受ける場合は、助成対象としない。

(日本バス協会から助成を受ける場合を除く。)

2 バス車両新車・中古車導入助成事業

① 助成対象は、宮城県内に車両登録する新車(購入及びリース)・中古車両の導入(購入のみ)を対象とする。

②助成対象車両並びに、助成車両数及び助成額(予算額を限度)は、次のとおりとする。

ア 助成対象車両

新車:衝突被害軽減ブレーキ装備車かつ低燃費車(平成27年度燃費基準達成車)。

中古車:初度登録が平成10年10月1日からの長期規制適合車以降の車両。

対象車両は、乗車定員11人以上の乗合バス又は貸切バスとする。

イ 助成額

新車:1両当たり100,000円を限度

中古車:1両当たり50,000円を限度

ウ 申請額が予算額を上回った場合は、原則として予算額の範囲内で調整し、助成額を決定することとする。

なお、1事業者当たり新車・中古車合わせて5台の助成を上限とする。

エ 助成対象期間

助成対象車両は令和3年4月1日から令和4年2月末日までに車両登録を完了したものに限る。

なお、購入車両については、令和4年2月末日までにその支払いが完了したものでなければならない。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするときは、様式1-1(購入用)または1-2(リース用)の「バス車両導入助成事業」申請書を令和3年10月末日までに、宮城県バス協会に提出しなければならない。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第4条 事業者は対象車両の導入完了後、宮城県バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式2-1(購入用)または2-2(リース用)により「バス車両導入助成事業」助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を提出しなければならない。

(助成金交付)

第5条 宮城県バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを審査し、適切と認められるときは、事業者に助成金を交付する。

(助成金の交付取消と返還)

第6条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に事業者へ交付されているときは、宮城県バス協会は事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。
- 3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく宮城県バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

- 第7条 事業者は、助成金交付の対象となった当該車両が、導入後の登録日から起算して5年を経過するまでは、宮城県バス協会の承認を受けずに、取得財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡（以下「処分」という。）してはならない。
- 2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式3により財産処分承認申請書を宮城県バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

附則

この要領は、令和3年4月9日から適用する。

参考

中古車助成対象車両形式

- | | | |
|--------------|----------|---------------------|
| ○長期規制適合車 | 形式の識別記号が | 「KK-」「KL-」等 |
| ○新短期規制適合車 | 〃 | 「KS-」「KR-」「PB-」等 |
| ○新長期規制適合車 | 〃 | 「A*G-」「P*G-」「B*G-」等 |
| ○ポスト新長期規制適合車 | 〃 | 「L*G-」「Q*G-」「S*G-」等 |

公益社団法人 宮城県バス協会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名



「バス車両導入助成事業」申請書

バス車両導入助成事業実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の申請をします。

記

1. 導入車両数及び助成金申請額

車両区分	車両数	基準助成単価	申請額	車両登録予定日
新 車	両	100,000円	円	
中 古 車	両	50,000円	円	
計	両		円	

2. 導入車両メーカー名・年式・型式

別添見積書及び契約書のとおり

(注) 導入車両の見積書写し及び売買契約書写しを添付すること。

公益社団法人 宮城県バス協会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

㊟

「バス車両導入助成事業」申請書

バス車両導入助成事業実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の申請をします。

記

1. 導入車両数及び助成金申請額

リース会社名等		車両数	申請額	登録予定日
会社名			円	
所在地				
担当者名				
TEL				
会社名			円	
所在地				
担当者名				
TEL				

合計	社	両	円
----	---	---	---

2. 導入車両メーカー名・年式・型式

別添見積書及び契約書のとおり

(注) 導入車両の見積書写し及び売買契約書写しを添付すること。

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

事業者名

役職名

代表者名

㊞

「バス車両購入助成事業」助成金交付請求書

「バス車両購入助成事業」が完了したので、バス車両購入助成事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

確認資料の提出

- ①自動車検査証の写し
- ②領収書写し又は、振込書写し
- ③助成対象車両の写真(登録番号の確認ができる右斜め前方からの全体及び後ろと横・・・各1枚)

記

1. 助成対象車両数、助成金請求額及び助成金振込先

助成対象車両数 助成金請求額	助成対象 車両数	両	助成金 請求額	円
	新車	両	中古車	両
助成金振込先	銀行 信用金庫 その他			
	支店			
	預金種別	1. 普通預金 ・ 2. 当座預金		
	口座番号			
	メイギ 名義			

公益社団法人宮城県バス協会会長 殿

事業者名

役職名

代表者名

㊞

「バス車両導入助成事業」助成金交付請求書

「バス車両導入助成事業」が完了したので、バス車両導入助成事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

確認資料の提出

①自動車検査証の写し

②リース契約書写し(登録番号及び車台番号等契約車両が確認できること。)

③助成対象全車両の写真

(登録番号の確認ができる右斜め前方からの全体及び後ろと横の写真を添付・・・各1枚)

記

1. 助成対象車両数、助成金請求額

リース会社名				
助成対象車両数 及び助成金請求額	助成対象 車両数		助成金 請求額	
		両		円

2. 助成金振込先

助成金振込先	銀行 信用金庫 その他		
	支店		
	預金種別	1. 普通預金 ・ 2. 当座預金	
	口座番号		
	メイギ		
	名 義		